

Title	自然的課税の主張者 (一)
Sub Title	
Author	金原, 賢之助
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1922
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.16, No.10 (1922. 10) ,p.1458(84)- 1469(95)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19221001-0084

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

Where whoso fadeth and dieth,
yet his deed shall still prevail.

Ah! Come, cast off all fooling.

for this, at least, we know:

That the Dawn and the Day is coming,
and forth the Banners go.

— The Day is Coming. Poems by the way.

(一九二二・九・六脱稿)

自然的課税の主張者 (一)

金原賢之助

本稿は C. B. Filibrown, The Principles of Natural Taxation の Part one に基づいて起草したものである。

一 序 言

總ての人々は土地に對して、造物者の賜物としてその原始の状態に於いて平等の權利を有すると云ふのである。總ての土地に對する總ての人々の此自然的權利の結果として、或人々は個人土地に對する私有の權利を否認せんとするに至つた、そして相續權を剝奪せられた者に對する不公平を除去せんが爲に定期に土地の分配を爲すか或は之を國有と爲さんことを提案するに至つた。此假設的前提と結論が如何に重要なものであるとしても、其れは自然的課税の問題には全く關係がない、その上其れは多くの人々に對して其課税原理を理解するに際して邪魔物となつた。經濟的地代を租税によつて共有物として社會の擅有に歸せしめんとすることは、斯くの如き地代は社會的產物である、個人の努力ではなく社會の共同的活動に歸因する所得の一形態である、と云ふ事實によつて十分是認さるゝ

總て國家の收入を經濟的地代 (economic rent) (註一) より得やうとする提案は土地單一税として廣く知られてゐる。此提案は、斯る地代は社會的產物である即人口の増加と全體としての人民の活動及企業とから生ずる所得の一形態であつて、之を受取る地主の生産的活動及企業から生ずるものではない、と云ふ衆知の說に基いてゐるのである。

單一税に多少の類似點を有し且右の如き公正の原理又は便宜主義に基いて主張せられた改革の提案は、Ricardo の地代說以前より存したのである。そして是等の改革案は、其基礎とする原理が誤つてゐたとするも、近代的運動の精神と共通性を有する點に於いて研究の價値ありと思はれる。

初期の改革案が探つて以つて基礎となした說は、土地は社會全體としての相續財產である、ことゝなつてゐるのである。此は經濟的地代の性質と起源とを研究すれば明かとなることである。

土地に對する平等權利の說から地代に對する共有權の思想への推移は實に興味あることであつて、多少の重複も之を陳腐ならしめることは出来ぬ。

Henry George は土地に對する總ての人々の平等權利の『幻』を確認した。併し多くの著述家達は、土地に對する平等權利の利益の分配は人間の代が進むに従つて自ら不可能に終ると云ふことに一致した。之に反して地代の利益は單一税の下に自働的に必然的に散布せらるゝであらう、加之斯る分配の障害は經濟的地代の増加するに従つて減少するであらう。

無地代の土地の場合には、一方其不可能な分配の利益及他方限界耕作 (Margin of cultivation)

に於ける又は其れに近い地代の自動的散布の利益は極めて些少に過ぎぬであらう。此故に田舎の移住地の人々に對する其利益を過大視する危険がある。之がもう一つの證據は、勞働の移住の爲に土地を解放すると云ふ多くの慈善的試みの失敗に之を見出すことが出来る。

其處で吾人は、當時を回想して、殆んどたゞ十年間に記録された三つの頂點を例證として述べる事が出来る。

(一) Henry George は『課税による地代の擅有』と云ふ得意の提案を爲した。之は不毛の『幻影』の沙漠に於ける輝いたオアシスであつた。彼は土地其ものに對する平等權利は之を勘定に入れないで唯其オアシスに向つて我々を導いて行つたのである。

(二)十二年の後に、『國有化』(nationalization)の責任を除去せんとするが如くに彼は形式上

地位に高めたと云ふ名譽を擔つてゐる。彼は、一七二三年蘇國ファイフ州 (County of Fife) カアコオデイ (Kirkcaldy) に生る。彼はグラスゴ―及オックスフォードに於いて教育を受け、そして數年の間グラスゴ―大學の教授を勤めた。其後彼は之を辭してバックルー公 (Duke of Buccleuch) の師傳として二年の間大陸に旅行を爲した。此旅行の間彼はフィジオクラートの人々と交ることが多かつた。之に續いた十年彼はカアコオデイに隱遁して彼が面した經濟問題の研究に餘念がなかつた。遂に現はれたのは新時代を劃する著述 An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations であつた。

(註二)

『國富論』に於いては、吾人は今日の經濟學の特徴となつてゐる經濟的法則の多くが十分に暗示されてゐるのを見る。マーカントリズムの誤

『土地に對する平等の權利』に代ふるに『地代に對する共有權』を以てした。即土地國有主張者の第一の誤謬は平等權と共有權との混同に存する。實際に於いては土地使用の權利は共有權 (a joint or common right) ではなくて平等權である、共有權は地代に存するものである、と主張した。(George, Henry, A Perplexed Philosopher, p. 242)

(三)一八九二年に論壇に現はれた Shearman は、『豫言的』な『幻影的』な特色を全然無視し平等權の問題を顧慮せずに、地代を共同的に享得するは自然の課税方法であると宣言した。彼は George が地代の課税に關して終つた點より出發し其處に終つたのである。

ニ アダム・スミス 一七二三年—一七九〇年
自然的課税の重なる主張者の中最初の位置は Adam Smith に與へらる。經濟學を科學たるとの

謬は暴露され、一國の富は用ひうる、勞働の熟練に依存するのであつて其有する金銀の高に依るものではないことが指摘された。分業の利益、貨幣の本質は明かに示された。價值と價格の法則及資本の本質と職能は論議された。貸銀利潤地代としての所得分配の法則も亦論せらるゝ所となつた。

地代に關しては、之が本質と法則とを一分に顯示した名譽は通常 Ricardo に歸せらる。Smith は地代と價格との間の眞の關係を暗示したが、尙ほ地代は價格の一部を形成するものと信じた。彼は地代の本質を完全に了解し得なかつたとは雖も事實彼は遙かに同時代の人々の先頭に立ち、國家收入の一資源として地代の適當せることを認められた點に於いては Henry George に一世紀先んじてゐた。地代の課税を辯護した彼の章句は十分引用に價するものである。

「敷地地代(或は宅地料 ground rents)は借家料 (the rents of houses) (註三)より一層適當な課税目的物である。敷地地代に對する課税は家賃を騰貴せしむることはないであらう。其れは常に獨占者の地位に立ち土地の使用に對して取り得る最高の使用料を徴収してゐる地代所有者の負擔に全然落つるのである。……租税が住民によつて前拂されやうと地主に依つて支拂はれやうと何等重要ではない。住民が租税の爲に支拂はなければならぬものが多くなればなる程土地の爲には益々少しを支拂はんと欲するであらう。それ故に租税の結局の支拂は全く敷地地代所有者の手に歸するのである。無住の家屋の敷地地代は租税を支拂ふ可きではない。

敷地地代 (ground rents) 及普通の地代 (the ordinary rent of land) は所有者が多くの場合に何等自己の注意努力を拂ふことなくして享得す

る収入の一種類である。此収入の一部が國家の費用を支辨せんが爲に其所有者から徴收されても、それが爲如何なる種類の産業にも悪影響を與へはしないであらう。其社會の土地と勞働の年々の生産物即大なる人民團體の實際の富と收入とは斯る課税の後も其前と同じであるに違ひない。故に敷地地代と普通の地代とは恐らく特別な租税賦課にも最も堪へ得る種類の収入である。

此點に於いて敷地地代は普通の地代よりすらも一層適當な特別課税の目的物であるやうに見える。普通の地代は多くの場合に於いて一部分は少くとも地主の注意と善良な管理の爲を蒙つてゐる。重い課税は此注意と善良な管理を妨ぐる虞がある。敷地地代が普通の地代に超過する以上其の部分は全然君主の善政に基いてゐる。……國家の善政に基いて存在してゐる資源

(a fund)が其政治の維持の爲に特別に課税せられ或は他の資源の大なる部分に比してより以上の或ものを其維持の爲に貢獻すると云ふことは、之以上道理あることが有り得ない程當然のことである。』(Smith, Adam, The Wealth of Nations, Book V, chap. II, Part II, article I.)

此引用句には、『單一税』に關する近代學說の總ての主要な要素が含まれてゐることが發見されるであらう。『敷地地代は借家料よりも尙一層適當な課税目的物である。』『敷地地代は借家料を騰貴せしめないであらう。其は全然敷地地代の所有者に歸するであらう。』『敷地地代と普通地代とは『多くの場合に所有者が其れ自身の注意を拂ふことなくして享得する』収益となし、そして此兩者の間に區別を立て、前者が課税目的物として優秀な所以を指摘してゐる。最後に彼は、敷地地代の眞の性質を以て社會的產物であ

るとなし従つて全人民の爲に課税するは全く適當なることを明かに認めてゐる。

斯くして吾人は『國富論』は一七七六年に現はれしに Henry George の著作は約一世紀の後に至るまで世に出でなかつたことを考ふるならば、自然的課税の讃成者は Henry George の名と相併んで Adam Smith の名を其創立者の一人として同じ卷物に載すべきであると思はれる。

(註一) Rent なる語は我國の地代より廣い意味を有してゐて、土地の使用料の外に金錢の使用料家屋の使用料を意味するが如く用ひらるゝ場合がある。其處で此兩者を區別せんが爲に特に economic rent; rent of land; natural rent; ground rent 等の文字が其れ々々の學者によつて用ひられてゐる。

又我國に於いても普通の rent は賃料と譯す可しと主張する人がある。

地代は土地を所有するによつて生ずる所得なるが之が狭義即土地が生産の要素として有する特殊の地位に基く所得を意味するか、廣義即自然の儘なる土地の使用料の外に開

墾肥灌溉等直接間接其上に放下せられた資本の利子を含まむものとなすかは學者によつて異なる。唯後者は世俗の地代なるものに當ちが故に前者を以て經濟學上の地代となすの風がある。或は世俗の地代に對して之を經濟的地代と呼び、或は世俗の地代を總地代と云ふに對して之を純地代と名付ける學者もある。

(註二) アダム・スミスの爲人に就いては本誌十六卷二號以下に高橋誠一郎氏の『アダム・スミスの生涯』と題する詳細な論文がある。就いて参照せられたし。

(註三) 借家料 (the rent of house) は二の部分に分けられるが出来る、其一は the building rent (建物の賃料) と云ふことを得べく、他は通常 the ground rent (土地の賃料) と稱せらる、スミスは述べてある。以て彼の ground rent の意味は了解されやうと思ふ。

地代には廣狹二義あるがスミスは廣義の說を採つてあるやうに思はれる。そして特に土地の使用料即地代を表はすに rent of land と云ふ字を用ひてある。従つて ground rent は姑く敷地地 (若しくは宅地料) と譯して前者を區別して置く。

三 ジョン・スチュアート・ミル 一八〇六—一八七三年

唯吾人が經濟的地代の性質と起源とを論じて

ゐるのであるならば、此重要な問題を十分に取扱つた最初の經濟學者 David Ricardo を次に擧げなければならぬ。けれども彼は地代課税の問題には著しい貢獻をしなかつたからして、彼の名は J. S. Mill, P. E. Dove 其他のオウソリテイの名の中に含まれるであらう。

John Stuart Mill は一八〇六年に London に生れ一八七三年に Avignon に歿した。彼は父の教育を受けたが、小供として最も早熟した知力を現はした。三歳にして希臘語の勉強を始め、十二歳迄には希臘羅甸の主な著作を讀んだ。十四歳からは經濟學の組織的研究を始め、成熟した思想を表はした Essays on Political Economy を書いたのは二十四歳であつた。幼年時代に彼が現はした鋭敏な知識的精力は一生を通じて續いた。彼は多くの問題に就いて書いたが其有名なものには、"Logic", "Unsettled Questions of

來ない。

「所有者に於いて何等の努力犠牲を拂ふことなくして斷えず増加する傾向を有する一種の所得のあることを想像せよ。……斯る場合に國家は此富の増加を或は其一部分をその増加するに従つて徴收したとするも、私有財産の基礎たる原理を破壊するものとはならぬであらう。

是は當然何人からも何物をも徴收すると云ふのではない。其れは單に一般の事情によつて生じた富の増加を特殊階級の財産への不勞的增加たらしめないで社會の利益の爲に適用しやうと云ふのである。」

彼に従へば是は地代に存する實狀なのである。「社會の普通の進歩は始終地主の所得を増加する傾向を持つてゐる。彼等は睡つてゐる間に勞働もせず危険も冒さず或は節約もせずして富んで行く。彼等は社會的正義の一般原理に基い

Political Economy" "Principles of Political Economy" "Essays on Liberty" "Utilitarianism" "Examination of Sir William Hamilton's Philosophy" "The Subjection of Women" 等がある

一八七三年に彼は自傳を書いたが、吾人は之によつてその内の生活を知ることが出来る。彼は正義と人間の自由とを熱望し、惡法律や不正な社會的慣習によつて壓迫されてゐると彼が考へる人々に對しては熱烈な同情を注いだ。彼の哲學は功利主義であり人間の幸福は窮局の目的であつた。

地代説を採つてみるに、Mill は先覺者達が論じたより以上に其れに課税するの必要を主張した。一八六五年に選ばれて議會に入つたと云ふのも主として此改革を進行せしめんが爲であつた。彼が經濟原論 (1848, Book V, chap. II sec. 5 and 6) に述べた意見は之を看過することが出

て此富の増加に對して如何なる要求權を有するか。社會が始から財政的必要の最高額に達するまで地代の自働的增加に課税するの權利を留保して置いたならば、彼等は何んな損害を蒙つたであらうか。余は、各個人の所有地に就いて之を要求すること及其使用料 (rental) に起つたと認めらるゝやうな増加を捉へやうとすることは不當であることを認める。何となれば個々の場合に於いては、専ら社會の一般的事情によつて生じた増加と所有者側に於ける熟練と費用との結果なる増加との間に區別の方法が無いからである。唯一の許さるべき方法は一般的測定によつていあらう。第一の手段は國中の一切の土地の評價を爲すと云ふことである。總ての土地の現在の價値は免税さるべきである。併し社會が人口に於いて資本に於いて増大する或期間を経過した後、其評價以來地代に生じた自働的増

加額に就いて概算を爲すことを得やう。之に關しては生産物の平均價格が或標準となるであらう、若し其れが騰貴したならば地代の増加したことは確かであらう、殊に價格の騰貴に比して一層大なる割合に於いてである。此前後の見積に基いて、幾何の價値が自然的原因によつて其國の土地に附加されたかを、概算することが出来る。そして誤算を避ける爲に斯くして概算し得た額より餘程内輪にした一般的地租を賦課すれば、投入された資本又は所有主の費した勞力の結果として生ずる所得の増加には何等觸れないことが保證されるだらう。

「乍併地代の増加に課税するの公正なることに關しては何等疑問はあり得ないけれども、社會は公然其權利を留保しても之を用ひずして其權利を抛棄しなかつたか。例へば英國に於いて前世紀の間又は其れ以前に土地を買つた人は皆

他の所得と同一割合で課税せらるゝに過ぎないと云ふ暗黙の保證の下に、現在得らるゝ所得に對してのみならず増加の見込に對しても代價を支拂はなかつたか。併し大陸の諸地方に於いては地租は國家歳入の大部分を形成し明かに他の租税に關係なく増減せらるゝを常としたからして、之等の諸國に於いては増加した地租の支拂を要求せられないことは出来ない。英國に於いては地租は前世紀の初期以來變らない。……今日以後或は立法府が適當と認むる將來の日以後、爾後の地代の増加は特別の租税負擔の義務ありと宣言することに余は異存はない。之を爲すに當つて、土地の現在の市價は總て將來の期待に關する現在の價値をも包含してゐるからして此市價を地主に保證するならば、彼等に對する不公平は一切除かれるであらう。斯る租税に關して地代の騰貴或は穀價の騰貴よりも一層安

全な標準は恐らく土地の價格に於ける一般的騰貴であらう。其租税を土地の市場價値を基礎評價以下に低下せしむべき、右の金額以内に置くは容易であらう。そして其點に達するまでは租税の額は幾何であらうとも地主に對して不公平はないであらう。」(Ashley's ed., Book V, chap. II, sec. 5 pp. 817-819)

「自然的原因より生ずる將來一切の地代増加額に對して國家をも之が共受者たらしむるの合理なるか否かに就いて如何なる考察が爲されやうとも、現在の地租 (其れは英國に於いては甚だ僅少である) は租税として觀察されてはならぬ、國家の爲に譲つた賃地料として觀察さるべきである。即最初から國家が留保して地主の所得に屬しなかつた従つて彼等の租税の一部として計算す可らざる地代の一部となすべきである。十分の一税 (one-tenth) は地主に對する租税とし

て觀察されてもよい。……地主の財産は本來封建時代の重荷を負担して來たのである。其れに比ぶれば現在の地租は非常に軽い負擔である又其重課を免れんとしたならば彼等は遙かに高い代價を支拂ふことを要求されたであらう。租税の實施以來土地を買つた人は總て其租税に服従して其れを買つたのである。之を現在の地主社會から徴收される支拂と看做す口實は微塵もない。」(Ibid, sec. 6, p. 820)

以上に述べた原理を實現せんが爲に MIII が求めた立法上の計畫は、之等の思想を普及すべく Land Tenure Reform Association の爲に草した小冊子に之を發見することが出来る。(sec. 4) 「地代の將來の不勞増加を或は其大部分を、單に人口と富の増大によつて絶えず起るものであるからして、國家の利益の爲に課税によつて之を阻止するを要求すること。地主に對しては其

財産を、立法府が此原理を採用した時に存すべき市場價值を以て、國家に讓渡する自由を保留すること。」

其聯盟(association)の計畫を説明し辯護して曰く「土地は私有財産たることを許して、國家は此所得の増加を自身に收むべきであつた。さうすれば、如何なる賠償請求權を地主の爲に設けても其時の經過は此權利を消滅せしめない。土地は人類の原始より存する相續財産である。之を個人の私有たらしめる普通の且最上の論據は、私有は土壤をして最大可能の生産物を産出せしむる最も強い動機を與ふと云ふのである。併し此議論は、所有者をして彼等が自身の勞力と費用とによつて土地に附加した價值を總て享得せしむると云ふことに對してのみ、根據あるものである。彼自身の貢獻によらず他の人々の——全體としての社會の勞力と費用とから生じ

た價値の増加を彼に擅有せしむることに對して、同一の理由があるべき筈がない。」

以上の引用によつて、MIII は自然的原因より生ずる地代の増加を以て適當な特別課税の目的物となしたことは明かである。又土地は人類の原始以來の相續財産であると云ふ原理換言すれば土地に對する平等權利の原理を認めたことも明かである。けれども彼は此點を經濟的地代課税の一理由として強調してはゐない。寧ろ彼は、地主側に於ける勞力と費用とに基かすして人口と富とに於ける一般的社會的増大に基いた所得であると云ふ事實の中に、國家に依る其れの擅有を正當となす理由を認めてゐるのである。けれども彼は『既得權』説の效力を認めてゐる。若し國家が抑々から此『不勞増加』の全部を擅有してゐたならば、公正の觀念と全く一致したであらう。私有權は之等の條件に基いてのみ許

容さるべきであつたが、併し之は行はれなかつた。人々は其土地の地代は自己の私有所得たるべきことを承知して地主となつたのである。此所得は増加した、そして投資財産及不動産の讓渡は現今に至るまで此増加をあてにして善意を以て行はれて來たのである。さて斯る過去の事實は過去の事實たらしめよ。乍去將來に對しては斯る不勞増加を認むること無からしめよ。加之國家は、現在任意に處分し得るが如き土地を私有財産中より除外し置くべきである。

斯くの如き極めて保守的な提案の本質より觀察すれば、經濟的地代より生ずる収入は、彼の意見に於いては、『單一』なる租税たり得ないこと、換言すれば其は不十分なることは明かである。其れはたゞ一般的租税制度の一部分たるべきものであつた。(未完)